平成２８年（フ）第３９０号
静岡県沼津市玉江町６番13号　セードルせせらぎ305、開始決定時の住所静岡県沼津市千本中町31番地
破産者　柴田久美子
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
愛知県豊橋市大脇町字大脇76番地１（１―102）
破産者　水野　一一
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１２０７号
大阪府豊中市螢池北町３丁目13番27―103号、開始決定時大阪府茨木市郡５丁目21番24号メルベーユ郡　103号
破産者　平島　大地
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３７号
大阪市東住吉区桑津４丁目12番13―603号
破産者　荒川　知治
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５６号
大阪市西淀川区歌島１丁目13番10号　第２グリーンパーク歌島403号室
破産者　福政　由実（旧姓内藤）
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３８５号
大阪府茨木市横江１丁目20番31号　ハックベリー茨木南101号、前住所大阪市港区三先１丁目17番45号
破産者　池田　隆志
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６０号
大阪市東住吉区東田辺２丁目７番６号　ＫＴＩレジデンス駒川中野　101号
破産者　加藤　　隆
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７１号
大阪府八尾市太子堂５丁目１番35号松浦マンション205号、開始決定時大阪府八尾市松山町２丁目３番20号
破産者　折原こと　折原　正晃
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４５号
大阪市東淀川区東中島１丁目５番20―407号
破産者　田中　健一
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２１９号
大阪府寝屋川市楠根南町30番15号（101号）、前住所大阪府寝屋川市豊野町25番２―1303号
破産者　楠原　幸枝
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３０号
広島県安芸高田市吉田町常友625―３、住民票上の住所大阪府八尾市都塚１丁目67番地
破産者　中尾　秀基
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２号
堺市東区中茶屋54番地10
破産者　松田　林一
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
大阪府富田林市中野町２丁目１番16号
破産者　浅野　由美
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
大分市政所2313―１　Ｒ59番館109号、住民票上の住所大分県宇佐市安心院町東椎屋905番地の１
破産者　遠嶋　　謙
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９号
大分県日田市大字三和699番地　コーポ住吉102号
破産者　中嶋　　薫（旧姓江口）
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第６５５号
横浜市西区北幸２丁目12番14―204号
破産者　大久保　貴
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０６号
神奈川県藤沢市藤が岡３丁目23番１号
破産者　高尾　　諒
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４号
神奈川県横須賀市望洋台３番10号
破産者　長谷川敏彦
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部